

情報科ご担当先生

令和7年1月
数研出版株式会社

「高等学校 情報 I 指導用教科書＋データ・資料編」（情 I 708）訂正のお願い

常日頃は弊社書籍をお使いいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、大変恐縮に存じますが、本書に下記の訂正がございます。心よりお詫び申し上げますとともに訂正内容についてご報告させていただきます。

誠に恐れ入りますが、ご指導の際にはご留意を賜りますようお願い申し上げます。

不備を残しまして、ご迷惑をおかけいたしますこと、重ねてお詫び申し上げます。

（指導用教科書）

頁	行	原文	訂正文
108	板書例 8～11	処理系…プログラムをコンピュータが理 解できる <u>形式に翻訳</u> するソフト ウェア インタプリタ…プログラムを <u>1行ずつ読み こみながら、順番に翻訳・</u> 実行していく	処理系…プログラムをコンピュータが理 解できる <u>ように処理</u> するソフト ウェア インタプリタ…プログラムを <u>直接解釈・実</u> 行していく

※お持ちの刷では、上記の訂正内容が修正済みの場合がございます。

記述の更新等に関するお知らせ

「デジタル社会形成基本法」の施行に伴い「IT基本法」が廃止されたことや、「プロバイダ責任制限法」が改正されたことを受け、下記の記述の更新がございます。ご指導の際にはご留意を賜りますようお願い申し上げます。

(指導用教科書)

頁	行	原文	訂正文
28	板書例 7～8	- ITの享受に関する<u>理念と方針</u>を定めた法律 →<u>情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）</u>	「<u>デジタル社会</u>」の形成に関する<u>国の理念や方針</u>を定めた法律 →<u>デジタル社会形成基本法</u>
29	右段 31 ～ 33	IT基本法は、国の施策における情報技術政策全体の基本理念や重点計画を定めたもので、森喜朗内閣でつくられた。 <u>この法に基づき、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）が内閣に設置された。</u> 法の第一条には目的が示されているので、条文を授業で活用するとよい。	IT基本法は、国の施策における情報技術政策全体の基本理念や重点計画を定めたもので、森喜朗内閣でつくられた。 <u>令和3年（2021年）には、IT基本法の後継となるデジタル社会形成基本法が施行され、「デジタル社会」の形成に関する国の理念や方針が定められた。</u> 法の第一条には目的が示されているので、条文を授業で活用するとよい。
49	中段 11	また日本政府は、内閣に設置する「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）」において、「電子行政オープンデータ戦略」を策定し、平成28年には「官民データ活用推進基本法」が成立し、オープンデータの取り組みを推進している。――	また日本政府は、内閣に設置する「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）」において、「電子行政オープンデータ戦略」を策定し、平成28年には「官民データ活用推進基本法」が成立し、オープンデータの取り組みを推進している。 <u>なお、令和3年のデジタル社会形成基本法の施行に伴い、IT総合戦略本部は廃止された。</u>

次ページに続きます

頁	行	原文	訂正文
51	右段 41 ～ 47	「プロバイダ責任制限法」は、 <u>正式名称</u> <u>を「特定電気通信役務提供者の損害賠償責</u> <u>任の制限及び発信者情報の開示に関する</u> <u>法律」といい、インターネットなどで権利</u> <u>の侵害があった場合にプロバイダの損害</u> <u>賠償責任の制限と発信者情報の開示を請</u> <u>求する権利</u> について定めている。	「プロバイダ責任制限法」は、 <u>令和6年5</u> <u>月に「情報流通プラットフォーム対処法」</u> <u>に改正された。この法律では、インターネ</u> <u>ットなどで権利の侵害があった場合にお</u> <u>ける、SNSなどの事業者やプロバイダの損</u> <u>害賠償責任の制限、発信者情報の開示や情</u> <u>報の削除など</u> について定めている。

※お持ちの刷では、上記の訂正内容が修正済みの場合がございます。

以上